

## D-8創作証について JPDA デザイン保護委員会

JPDAは、日本デザイン団体協議会(略称D-8)の構成メンバーとして活動しています。その最初のワーキンググループである「D-8デザイン保護研究会」にJPDAデザイン保護委員会も参加しています。この研究会で、検討・協議を進めてきました《デザインには知的財産権が有ることの共通認識を広めていく運動》を通して創作者と創作物を護ることを目的とした「D-8創作証制度」の試験運用が2012年2月20日～2012年12月31日の期間限定で実施され、3ヶ月の準備期間を経て2013年4月1日より本稼働に入りました。

D-8創作証マークの貼付は、デザイナーとクライアント、そして社会に向けて、デザインには知的財産権があるのだから、「無断での使用、流用してはいけない」という意識を共有していけるように、その意思表示をする行為です。創作証の使用者の一人ひとりが自身の責任の基に、この制度を育てていくこととなります。結果として創作者だけの利益ではなくクライアントとの良好な関係、社会の中でのデザインの地位の向上、産業の発展に繋がる社会への貢献へと進化していくことを目指しています。

### D-8創作証は必ず固有の登録番号を付して使用します。

マークと登録番号が組み合わされています。必ず登録番号を付した状態で使用してください。  
登録番号は、そのデザインを「創作した人」が存在することを示しています。

D-8創作証についての詳細やD-8について、会員によるD-8創作証の利用の手順、マークの交付申し込み方法など、それぞれの詳細ページをご覧ください。

▶ 生まれた背景と今後の課題

▶ 申請の手順と  
D-8創作証データ交付の流れ

▶ 目的としくみ

▶ 代表的な疑問(アンケート回答より)

▶ マークと提示説明文の表示例

▶ 補足資料 [著作権表示の意味]

▶ D-8創作証の使い方サンプル

▶ D-8日本デザイン団体協議会について

▶ 規約と申請書 ダウンロード  
※申請はFAX、又は郵送 (JPDA 会員のみ)

▶ マーク併用の趣旨説明文  
ダウンロード (JPDA 会員のみ)

JPDAでの運用は、JPDA会員のみを対象としています。  
他のD-8参加デザイン団体に所属する方はそれぞれの団体事務局にご相談ください。

## ■創作証制度の生まれた背景

---

D-8創作証は、提案したデザインが採用されなかったにもかかわらず最終的には無断で使用されたり、類似したデザインが、知らぬ間に市場に出ているといったケースに、歯止めをかけるためのものです。画家が絵にサインを入れるように、デザイナーが自己の責任の上で自分の創作物に、その証としてのマークを貼る行為を広めていこうという活動です。

デザインには匿名性が求められます。この創作者が見えない状態が、「無断での使用、流用をしてはいけない」という意識をクライアントとデザイナーの双方に育ちにくくしている要因と考えられます。

デザイナー個々がオリジナリティを大切に、尊重し合えば、クライアントに対する場合にもその効果が生まれてくるのではないかと考えます。そして、創作証を貼る行為が、「知的財産権の対象としてのデザイン」という明確な立場を広める機能を持つものに育っていくことを願って、この制度を作りました。

## ■今後の課題

---

創作証の信用度を増すためには、趣旨の社会的周知と制度の誠実な活用が必要ですが、「モラル・自己責任」の認識の低さ、意図的な虚偽表示は、知的財産権による保護環境の整備の可能性を、デザイナーが自ら閉ざしてしまうこととなります。

この運動は、「デザイナーの誇りを護る」「創作者を認め合う」といった精神論だけに終わるものではなく、知的財産としてのデザインの権利の帰属が抵抗なく話し合える状況と、それが公平な契約の締結につながる流れを作るためのものでもあります。

## ■望む着地点

---

「創作者の権利保護」の先に、マークが消費者に対する製品の品質保証の役割を果たせるものとして育つことができれば、積極的な市場での利用が生まれる可能性が考えられます。制度の趣旨にそったマークの使用を継続することで、クオリティを表示する存在として広く社会一般に受け入れられていけば、経済の活性化にも貢献できることとなります。

それは、まさしく知的財産としての役割【新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を機軸とする活力ある経済社会を実現するため】(知的財産基本法第一条)を果たすことであり、その流れが「創作者の社会的地位の向上」に自ずから繋がっていくことに期待し、望むべき姿としています。

## ■D-8創作証制度の目的としくみ

---

知的財産権とは、人の知的創造活動から生じる成果を保護する権利の総称です。そして、デザインは知的財産権の対象です。

創作者として名前を登録し、D-8創作証(マーク)の交付を申請し、自らの創作物にD-8創作証(マーク)を貼付することによって、デザインに知的財産権があることを社会に示し、創作者と創作物を護ることを目的として、D-8デザイン保護研究会が作った制度です。

創作者が責任ある使用実績を重ねることで、信頼される制度として育てられていくことになります。

D-8創作証は、著作権法によって明白に保護されるポスターなどのデザインや美術工芸品はもとより、意匠法などによる登録手続きが完了していない、または登録を行う予定のない量産品のデザインについても、デザイナーが関わるすべての創作物には「創作した権利」が当然に発生していることをマークによってあらわし、デザイナーとクライアント、そして社会に向けて関心を喚起し、その周知と定着を図ることを目指しています。

D-8創作証の趣旨、規約に賛同し、規定の書式で使用登録を済ませた申請者には登録番号が付いたマークが交付されます。自己の責任のもとに、D-8創作証を自身の創作物に自由に使用することが出来ますが、固有の登録番号のため登録者以外は交付されたマークは使用できません。

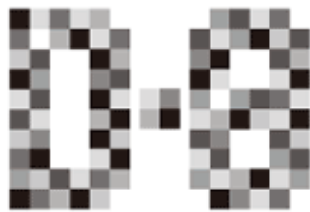
申請登録者はD-8に参加するデザイン団体の会員に限ります。

D-8創作証は必ず固有の登録番号を付して使用します。  
 交付されるデータは、マークと申請者に固有の登録番号とで構成されています。

申請者の登録番号は定められた方式に従って決定されます。その有効期間内は他の申請者に同じ番号が交付されることはありません。

- 交付データは、モノクロとカラー各6サイズ、計12個が用意されています。
- それぞれの大きさに合わせた設定基準でマークと登録番号が組み合わせられています。
- 原則的には、**交付されたデータの中から、選んでそのまま使用していただきます。**  
 (やむを得ず規格外のサイズが必要な場合は、交付データの作成条件を参考にして作成いただくことになります。  
 詳しくは、マーク交付時の配布資料を参照してください。)

モノクロ



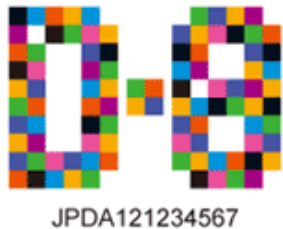
JPDA121234567

カラー



JPDA121234567

### マークと提示説明文 表示例



**D-8 創作証** (英文名称 D-8 Creative Mark)

日本デザイン団体協議会 (D-8) が定めたマークです。デザイナーによる創作物には「創作した権利」が発生しており、模倣、複製、無断使用、目的外使用などの防止と、その周知を目的としています。

[趣旨説明文]は [こちら](#) をご覧ください。

### ■D-8創作証(英文名称 D-8 Creative Mark)マーク併用趣旨説明文

マークと組み合わせてクライアントなどに提示する際の簡潔な説明文を用意しました。上記表示例のようにマークと併用してご使用いただけます。説明文を付す場合は、要約、変更は行わず文章を全て表示してください。規約文添付の申請書と同様にダウンロードできます。

#### (※ 備考)

#### 日本デザイン団体協議会(略称D-8)[構成団体]

DSA (一社)日本空間デザイン協会  
 JCDA (公社)日本クラフトデザイン協会  
 JIDA (公社)日本インダストリアルデザイナー協会  
 JPDA (公社)日本パッケージデザイン協会  
 JAGDA(公社)日本グラフィックデザイナー協会  
 JID (公社)日本インテリアデザイナー協会  
 JJDA (公社)日本ジュエリーデザイナー協会  
 SDA (公社)日本サインデザイン協会

(社団名標記は2013年4月1日現在のものです。一般社団法人は(一社)、公益社団法人は(公社)としました。)

D-8創作証は必ず固有の登録番号を付して使用します。  
定められた基準でマークと登録番号が組み合わされています。  
交付データを変更せずに使用してください。

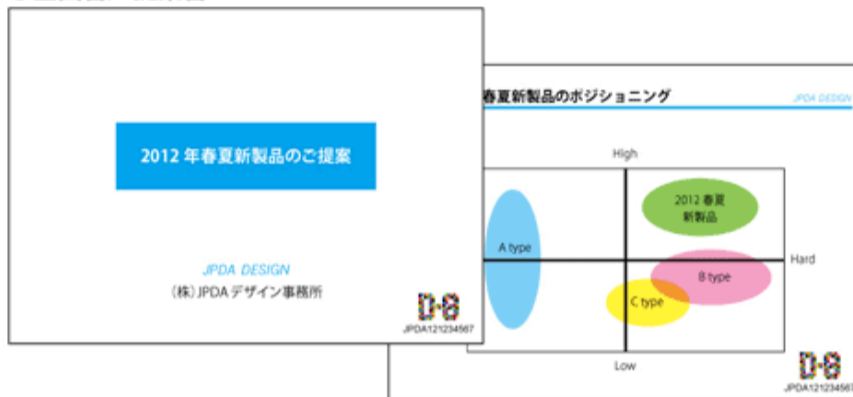
規定の書式で使用登録を済ませた申請者には、固有の登録番号が付いたマークが交付されますので、必ず、番号が付された状態での使用をお願いします。詳しくはマークデータ交付時の配布資料を参照してください。  
その有効期間内は他の申請者に同じ番号が交付されることはありませんので、登録番号を自己の責任の証として、自身の創作物に使用してください。  
登録番号が固有のため、登録者以外はそのマークは使用できません。(※ 附記参照)

●マークは申請者が創作したものに自由に使用できます。

使用例図

**JPDA 創作証 使用例** (創作証 + 登録番号)

●企画書／提案書



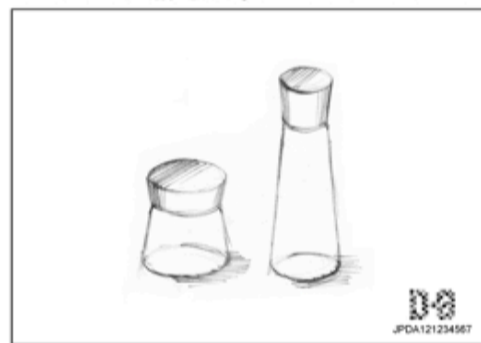
●カンパ



表面または裏面



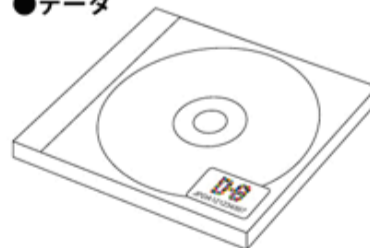
●スケッチ／構造設計のアイディアスケッチ等



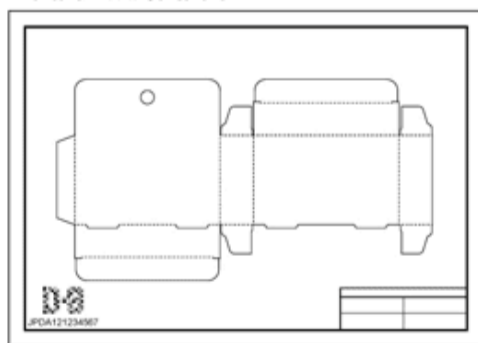
●立体ダミー／白紙構造／成形モデル等



●データ



●図面／設計図面等



〈※ 附記〉

【創作証使用登録申請ができる人】

JPDA(D-8会員)の個人会員および法人会員

【創作証を使用できる人】

申請者本人

●法人は所属する人も可。申請者である法人会員の責任のもとに、その登録番号の入ったマークを使用できます。法人は原則的に法人会員として登録されているセクションに所属している方に限定します。

●学校の先生が申請者の場合、使用を希望する学生は担当教官の責任のもとにその担当教官の登録番号が入った創作証を使用することができます。

※創作者名の登録申請はD-8会員（JPDA会員はD-8会員でもありません）に限ります。  
[申請書]は [こちら](#) をご覧ください。

### 手順1.まず、創作者としてマークを使用することを申請します

創作者（デザイン成果物を創作した個人及び法人）がJPDA事務局に申請。  
（申請書はJPDAのHPから、規約と一緒にダウンロードする）

**使用者としての登録をすると、固有の登録番号が確定します。**

- 申請登録は年度内に1回とし、申請時期に決まりはありません。
- 登録申請は無料です。
- 有効期限は1年（4月～翌年3月）とします。

ただし、本人の利用停止申請がない場合は毎年自動更新されます。もし利用停止をご希望の場合は、協会事務局に「D-8創作証の利用停止」と記載されたメールを送信ください。

- 申請者は、D-8創作証の実施状況の確認のためのアンケート（随時）に協力する義務を負います。



### 手順2.JPDA事務局にて申請受理と交付の記録作成

D-8創作証の趣旨、規約に賛同し、規定の書式で使用登録を済ませた申請者には、固有の登録番号が交付されます。登録番号は、事務局にて厳重に管理され、その有効期間内は他の申請者に同じ番号が交付されることはありません。登録番号とマークが組み合わせて構成されたデータとなっています。

### 手順3.JPDA事務局より、申請者の登録番号の付いたD-8創作証（マーク）のデータを交付

- 交付データは、モノクロとカラー各6サイズ、計12個が用意されています。
- それぞれの大きさに合わせた設定基準でマークと登録番号が構成されています。
- 原則的には、交付されたデータの中から、選んでそのまま使用していただきます。詳しくは、マーク交付時の配布資料を参照してください。



JPDA121234567



JPDA121234567

### 手順4.創作物（成果物）に貼付または表示して使用 → 使用例参照

固有の登録番号が付されたマークは自身の創作物に自由に使用することができます。登録番号は自己の責任の証です。必ず登録番号を付した状態で使用してください。



### 手順5.要請があれば実施状況報告

随時のアンケートにお答えいただきます。





### ■アンケート回答からの代表的な疑問

Q:どこまでがオリジナルと言えるか?

Q:似たような作品に創作証マークが貼られたら、どのように対応するのか?

Q:誰が責任を取るのか?

これらの疑問は、例えば著作権の © Copyrightマークの扱いと同様の疑問点と言えます。著作権の© Copyrightマークも著作権者が **自ら記載** (=自己責任)するものです。

創作証は、著作権の表示ではありませんが、やはりデザイン創作物に対して **自らの責任の基に、貼付するものです。**

デザイン創作物は、日本の現行法では著作権の対象となりません。また、意匠権等の法的な申請登録を済ませたものの以外は、契約で書面を作成して創作物の権利の所在を確認する以外は無防備な状態と言えます。このような環境の中では、知的財産権としての保護を受けるための認識を広げていくことが必要と考え、創作証制度はその一つの方法として取り組みました。

マークの表示・貼付は「デザインには知的財産権がある」という意識を共有していけるように、その意思表示をする行為です。創作者自身による自己の創作物であるという表明であって、創作物の価値、獨創性、芸術性などを証明するものではありません。創作者とは、当該デザイン成果物を創作した個人又は法人を指します。

著作権の© Copyrightマークも著作権者が自ら記載 (=自己責任)するものです。

創作証は著作権の表示ではありませんが、やはりデザイン創作物に対して自らの責任の基に表示・貼付するものです。

将来に於いては、**補足資料[著作権表示の意味]**にありますように、創作証マークも創作者と創作物の保護のマークとして認知されていくことを願っています。

## ■補足資料[著作物に © の表示を付ける意味]

---

©はCopyrightの頭文字です。これを表示することには歴史的な背景があります。

著作権保護の国際条約である「ベルヌ条約」(1886年採択)は著作権を取得するための登録や著作権表示の手続きを必要としない「無方式主義」を採用し、 ©マークの表示も必要なく、著作権は著作物が出来ると同時に権利が自然的に発生します。

又この条約には日本(1899年加盟)をはじめヨーロッパ諸国が加盟していました。

その一方、アメリカや他の幾つかの国は登録を必要とする「方式主義」を採用していました。そのため、2つの方式の摩擦を避けるために「万国著作権条約」が制定(1952年採択)され、無方式主義の国の著作物も ©表示をすることで、方式主義の国においても自動的に保護される事になりました。

その後アメリカを含めて多くの登録制度の国も『ベルヌ条約』に加盟し、現在ほとんどの国が無方式主義による著作権保護を行なっています。

現状では©マークは著作物の無断利用の注意喚起として残っていますが、表示の有無によって著作物の保護には変わりなく、権利者名及び著作物の第一発行年を表示した、権利者と著作物の権利宣言の慣用的なマークになっています。

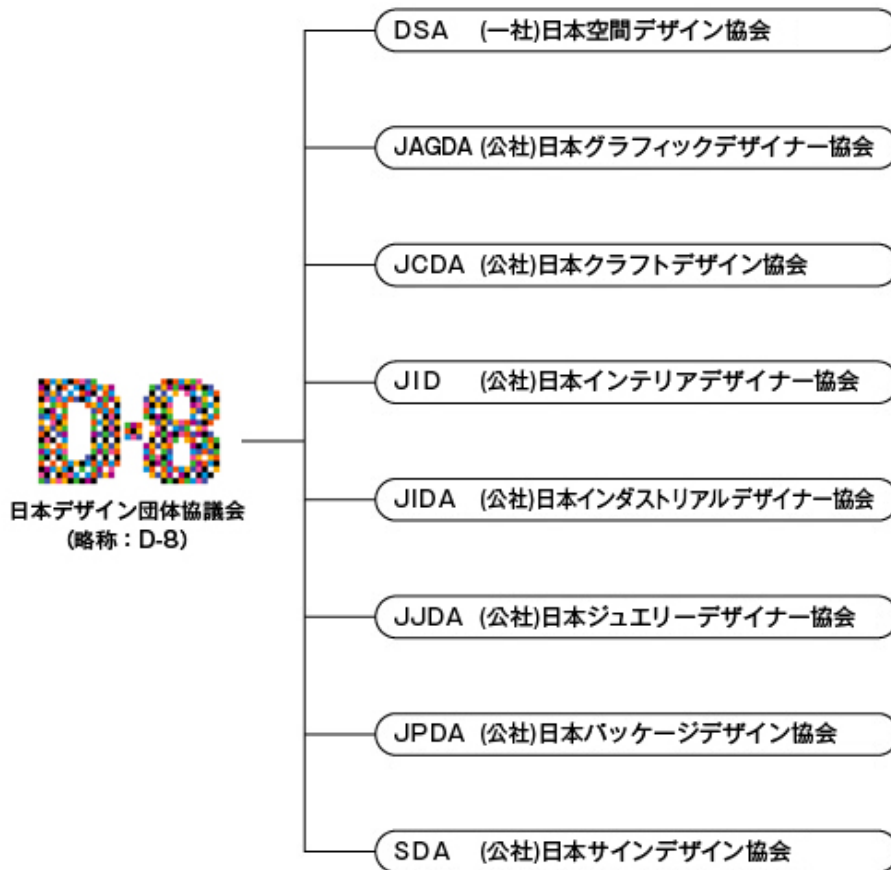
※参考文献:東京都知的財産総合センター「中小企業経営者のための著作権マニュアル」



日本デザイン団体協議会(略称D-8)は経済産業省所管の社団法人であるデザイン8団体が各種情報交換の場として、1966年事務局間の連絡会議の形で発足しました。その後、1993年最初のワーキンググループとして知財面からのデザインの地位確立を目指し「デザイン保護研究会」を立ち上げ活動を継続、デザインの創作性の保全を目的とした「創作証制度」に取り組み、創作証制度の本実施に向けて各団体によるテスト運用の段階に入るとともに、関連テーマの研究、討議を重ねています。

2004年にはD-8の更なる結束の強化を目的としてD-8マークも作成し、各種パンフレット等に表示して対外的な啓蒙に活用しています。又、第二のワーキンググループとして「ジャパンデザインミュージアム構想設立準備委員会・略称JDM」が発足し、昨2010年9月にはミキモトホールにおいてジャパンデザインミュージアム構想第一回展「デザインふたつの時代展」を開催いたしました。こちらも構想の更なる進化を模索して、活動を継続中です。  
※D-8の幹事協会は2年毎の持ち回りとなっており、2011年7月から2013年6月まではJPDAが幹事協会を務めています。

[→D-8サイトへ\(別ウィンドウで開く\)](#)



※社団名標記は2013年4月1日現在のものです。一般社団法人は(一社)、公益社団法人は(公社)としました。

## D-8 創作証(英文名称 D-8Creative Mark)規約-暫定

D-8 創作証とは、日本デザイン団体協議会(D-8)が定めた「デザイン創作物」であることを示すマークです。

### D-8 創作証の目的

デザイン創作物の模倣、無断使用は後を絶ちません。作業環境のデジタル化の進展とともに、創作物の権利侵害の形態は、より複雑さを増しています。こうした実情から、D-8創作証は、デザイン創作物の模倣、改ざん、無断複製その他の無断使用、目的外使用などの防止とさらなる注意喚起を目的として作られました。

D-8創作証は、D-8デザイン保護研究会を構成する8団体が共同し、著作権法によって明白に保護されるポスターなどのデザインや美術工芸品はもとより、意匠法などによる登録手続きが完了していない、または登録を行う予定のない量産品のデザインについても、デザイナーが関わるすべての創作物には「創作した権利」が当然に発生していることをマークによってあらわし、業界並びに社会に向けて関心を喚起し、その周知と定着を図ることを目指しています。

### D-8 創作証規定

#### 1. 創作者

創作者とは、当該デザイン成果物を創作した個人又は法人を指します。

#### 2. 機能

2-1 創作物、および創作物の構成や内容について図示・文書化したもの、商品化プロセス、知的財産化プロセスにあるデザイン創作物などを、模倣、改ざん、複製、無断使用、目的外使用することの禁止。ただし、意匠登録などによって法的保護処置が既に取られたものは、創作証の対象から除きます。

2-2 創作物の価値、独創性、芸術性などを証明するものではありません。

2-3 すべての創作物および創作物の構成や内容について図示・文書化したものには、知的財産権が発生しており、悪質な無断複製、無断使用、目的外使用は、著作権法、不正競争防止法などの刑罰規定によって罰せられます。

#### 3. 使用

3-1 申請者はD-8会員に限ります。

3-2 D-8創作証の趣旨、規約に賛同し、下記の書式で使用登録を済ませた申請者(個人、又は法人)は自己の責任のもとに、D-8創作証を自由に使用することが出来ます。

3-3 申請は年度内に1回とし、有効期限は1年(四月～翌年三月)とします。

ただし、本人の利用停止申請がない場合は毎年自動更新されます。利用停止を希望する場合は、各協会事務局に「D-8創作証の利用停止」と記載されたメールを送信することとします。

3-4 申請者は、D-8創作証の実施状況の確認のためのアンケート(随時)に協力する義務を負います。

3-5 D-8 創作証の著作権は創作者および D-8 デザイン保護研究会に属します。商標登録を行うこと又はデザインの一部として使うことを禁止します。

#### 4. 問題解決

D-8 創作証の貼付によって発生する紛争の解決は、いかなる場合でも申請者があたるものとし、日本デザイン団体協議会ならびにD-8 デザイン保護研究会は一切の責任を負うものではありません。

- 同意してD-8創作証の使用登録とその交付を申請します。

氏 名: \_\_\_\_\_

所 属: \_\_\_\_\_

住 所: \_\_\_\_\_

電 話: \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

E-mail: \_\_\_\_\_

申請年月日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※使用登録と実施状況確認によって得られた個人情報には厳重に管理し他の目的に使われることはありません。

- 受付番号( \_\_\_\_\_ ) 各協会事務局記入欄

## 【D-8 創作証(英文名称 D-8 Creative Mark)マーク併用趣旨説明文】

### D-8 創作証 (英文名称 D-8 Creative Mark)

日本デザイン団体協議会(D-8)が定めたマークです。デザイナーによる創作物には「創作した権利」が発生しており、模倣、複製、無断使用、目的外使用などの防止と、その周知を目的としています。

#### ※ 備考

日本デザイン団体協議会(D-8)

[構成団体]

- 一般社団法人 日本空間デザイン協会(DSA)
- 公益社団法人 日本グラフィックデザイナー協会(JAGDA)
- 公益社団法人 日本クラフトデザイン協会(JCDA)
- 公益社団法人 日本インテリアデザイナー協会(JID)
- 公益社団法人 日本インダストリアルデザイナー協会(JIDA)
- 公益社団法人 日本ジュエリーデザイナー協会(JJDA)
- 公益社団法人 日本パッケージデザイン協会(JPDA)
- 公益社団法人 日本サインデザイン協会(SDA)